

## 美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンター 指定管理者業務仕様書

### 1 基本的事項

指定管理者は、業務の遂行にあたり公の施設としての性格を十分認識し、利用者が快適に施設を利用できるように適正な管理運営を行うものとします。また、指定管理者は、施設及び附属設備について日常又は定期的に必要な保守点検業務を行い、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防等に努めるものとします。

### 2 施設の概要

別紙のとおり

### 3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

### 4 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで(受付時間:午前9時から午後4時まで。(ただし土曜日及び12月30日は、午前9時から正午まで)

### 5 休業日

毎週日曜日(ただし、第3日曜日を除く。)及び12月31日から翌年1月3日までの日  
ただし、市長が特に必要があると認める場合、これを変更することがある。

### 6 具体的な業務内容

(1) 美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンター(以下「処理施設」という。)の管理運営に関する業務及び附属設備の維持管理に関する業務

#### ①処理施設の管理運営に関すること。

- ア 施設内(敷地内を含む)の保守、清掃
- イ 搬入者状況(搬入数量、搬入品目等)の把握・集計
- ウ 搬出者状況(搬出数量、搬入品目等)の把握・集計
- エ 帳簿管理、収支状況の把握及び適切な事務処理
- オ 手数料の収受
- カ 法令点検の実施
- キ 異常に係る生活環境課への報告等(特に、悪天候等時における施設の状況報告)
- ク 施設周囲等の草刈り等環境美化

#### ②処理施設使用者への対応

- ア トラックスケールでの計量案内
- イ センター前で搬入物の荷下ろし及び分別の指導
  - ・埋立品目の確認(目視)
  - ・搬入禁止搬入物の確認、受入拒否、指導及び搬入禁止搬入物の持ち込み可能な機関等の説明
  - ・搬入者(使用者)には、処分場内への立ち入りをさせないこと
- ウ 手数料の収受、伝票渡し

#### ③一般廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。

- ア 搬入一般廃棄物の飛散防止
- イ ハエ等の衛生害虫の発生防止
- ウ 臭気発散防止
- エ 搬入された一般廃棄物の敷きならし・転圧作業
- オ 作業機械類の運転、管理
- カ 覆土の実施
- キ 遮水工(遮水シート)の管理及びガス抜き設備の管理

- ク バックホーの保守点検
- ケ 転圧・覆土作業用バックホー等の重機のリース手配、運転、管理
- ④浸出水処理施設の管理運営に関すること。
  - ア 各機器類の操作
  - イ 処理水の水質検査(排水基準項目、地下水水質項目、定期項目)の実施及び水質検査結果の報告
  - ウ 飲料水供給施設の管理
  - エ 各機器の日常点検(漏電・振動・異音・電流・電圧値の計測、その他異常現象の確認)
  - オ 施設内の清掃
  - カ 各機器の定期点検
  - キ 電気設備の点検(電気保安業務)
  - ク 薬品注入
  - ケ 運転管理日誌の記入、管理
  - コ 故障等警報発令時の対応
  - サ 豪雨時等の緊急時の対応
- ⑤リサイクルセンターの管理運営に関すること。
  - ア 搬入物の分別  
(缶(鉄、アルミ)、びん類(色分け)、衣類、木質系、鉄、プラスチック系、小型家電)
  - イ 分別後の周辺清掃(毎日)(水洗い等)
  - ウ 機械類周辺の定期的な清掃
  - エ 回収した蛍光灯、電球、乾電池の保管
  - オ スtockヤードの管理
  - カ 圧縮機等機器類の運転、管理
  - キ 各設備機械の点検
  - ク フォークリフト、トップカーの運転、管理、点検
  - ケ 電器製品の解体、解体後の周辺清掃(毎日)
  - コ 電気設備の管理・点検(電気保安業務)
  - サ 家電リサイクル法適用物の戸別収集(収集手数料収受)及び指定引取場所への搬入
  - シ LPG車(2t車)の運転、管理、点検
- ⑥管理棟の管理運営に関すること。
  - ア トラックスケール(計量器)の管理、点検  
(定期点検の実施年度:令和8年度、令和10年度に実施のこと)
  - イ 伝票の整理、管理
  - ウ 事務所内の清掃
  - エ 管理日誌の記入、管理
  - オ 浄化槽の法定検査、浄化槽保守点検
- ⑦運営管理の中で、実施する収益事業
  - ・スチール缶、アルミ缶、その他金属、カレット(無色・茶色)、ペットボトル、ビール瓶、一升瓶、廃プラスチック類の有価売却
- ⑧その他最終処分場・リサイクルセンターの善良な管理に関すること。
  - ア 施設の運営・管理上必要なこと。
  - イ 施設的美観(施設敷地内の草刈り、管理道路の維持管理)に関すること。
  - ウ その他、市長が特に必要と認めること。
- ⑨事業報告書等の作成及び提出
  - ア 委託業務の管理運営に係る収支関係帳簿、業務日誌、その他必要な書類を整備し、その状況を常に明らかにしておくこと。
  - イ 処理施設の当月利用状況を翌月の10日までに報告すること。
  - ウ 事業報告書・収支予算書は市が指定する期日までに提出すること。
- ⑩手数料徴収等の事務
  - ア 一般廃棄物の処分手数料として、搬入手数料を徴収又は収納すること。
  - イ 一般廃棄物の処分手数料は、美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条別

表第1に掲げる搬入手数料とすること。

ウ 徴収又は収納した搬入手数料を集計し、翌月10日までに市に提出すること。

(2) その他の業務

① 自己評価業務

指定管理者は、サービスの向上や利用者の満足度の向上が図られるなどの効果があつたか厳正に評価し検証する観点から、施設利用者または周辺住民の意見等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告すること。

② その他施設を管理する上で必要な管理業務

市長が必要と認める場合は、その業務を実施すること。

7 留意事項

(1) 施設等の模様替え等

別紙に記載する建物、構築物の改造・模様替え及び用途変更並びに不動産及び物品の処分をしようとするときは、事前に市の承認を得ること。

(2) 環境への配慮

① 指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めること。

ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。

イ 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進するとともに廃棄物を適正に処理すること。

(3) 施設管理に関する報告

市の求めに応じて、施設管理に関する報告を求められた場合は、それに応じること。

(4) 備品購入

管理運営経費の中で指定管理者が備品を取得する場合は、事前に市と協議すること。

(5) 施設の改修及び修繕等の実施に係る費用負担区分

基本協定書 別紙3のとおり

(6) その他

① 一般廃棄物最終処分場及びリサイクルセンター（以下「施設」という。）へ三光対策委員会の立入りを認めること。

② 市は、定期的に、又は必要に応じ、施設へ立入り、指導等を行うことができる。

③ 三光対策委員会より申し入れがあった場合には、市及び指定管理者が誠意をもって対応すること。

④ 施設で新規に職員を採用することになれば、市と協議のうえ、三光地区を最優先し、次に江の河原地区を優先して採用すること。

⑤ 現在、雇用している者全員に対し、継続勤務の意思確認を行い、誠意をもって対応すること。（ただし、定年による退職を除く。）原則、労働条件は現行水準を下回らないこと。

⑥ 施設より市内業者に搬出しているスチール缶、アルミ缶、その他金属については、現行の市内業者と委託契約をすることを前提とし、誠意をもって対応すること。また、業務上で委託業者を変更する時は、事前に市に相談し決定すること。

⑦ 施設へのごみの搬入については、「家庭ごみの分別ガイド」を遵守すること。

⑧ 指定管理者は、必ず最終処分場技術管理士の資格取得者を有しておくこと。

⑨ 毎月、指定管理者は、集計表・管理日誌・運行日誌・手数料、浸出水処理施設の水质検査結果を市へ提出すること。

⑩ ペットボトル及び廃プラスチックの圧縮作業に必要な圧縮機は指定管理者側で準備するものとする。

⑪ 最終処分場等で使用する転圧・覆土作業用のバックホー等の重機は、令和7年10月下旬に市が購入予定としている。それまでの期間は指定管理者側での準備するものとする。

## 別紙1 採水予定表

月	処分場放流水	処分場場内水 (浸出水)	処分場地下水① シート下地下水	処分場地下水②	ボーリング地下水 (処分場上側)
4月	C	C	D	D	D
5月	C	C	D	D	D
6月	C	C	D	D	D
7月	A	A	B・D	B・D	B・D
8月	C	C	D	D	D
9月	C	C	D	D	D
10月	C	C	D	D	D
11月	C	C	D	D	D
12月	C・E	C	D	D・E	D・E
1月	A	A	B・D	B・D	B・D
2月	C	C	D	D	D
3月	C	C	D	D	D

## 水質検査項目

## A：排水基準項目

《有害物質 28 項目》カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサン

《生活環境項目 15 項目》水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)、n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、窒素含有量、燐含有量

## B：地下水水質項目 (28 項目＋有機物等)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)

## C：定期項目 (5 項目)

水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、窒素含有量 (N)

## D：定期項目 (3 項目)

塩化物イオン、電気伝導率、化学的酸素要求量 (COD)

## E：ダイオキシン類

別紙2 リスク分担表

項目	内容等	損失の負担	
		市	指定管理者
物価の変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	両者の協議	
	それ以外のもの（人件費、物品費を含む）		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	①施設の利用度が当初の予想を下回ったことによる事業収入の減少（管理運営の中断による場合を除く。）		○
	②大規模な外的要因による需要変動	両者の協議	
施設（設備）の損傷 （修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費を含む。）	①指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	②通常の使用において生じた消耗(部)品の交換等であつて、概ね <b>15万円未満</b> の修繕及び車検に伴う費用。ただし、修繕料総額が <b>年間100万円</b> を超過する場合は市の負担とする。また、修繕料に <b>余剰が生じた場合は、年度末に精算を行う。</b>		○
	③上記以外の場合	○	
備品の損傷	①市貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②市貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの（所有は指定管理者に帰属）		○
支払の遅延	①市から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指定管理者が行う自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生ずる損失		○
個人情報情報の漏洩	①市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項目	内容等	損失の負担	
		市	指定管理者
管理運営に係る事故（損失には、事故の発生に伴う施設の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。）	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの （自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等）		○
第三者への損害賠償（指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、市が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。）	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④市が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
保険への加入	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③管理運営業務に関するもの（利用者に係る保険等）		○
業務内容の変更	①市の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難になったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設（設備）の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	①市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○